令和2年度 第417回東京地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和2年8月21日(金) 10時33分から11時47分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室1-3

ておりますことを御報告します。

3 出席者 公益代表委員6名 労働者代表委員6名 使用者代表委員4名

4 議事録

都留会長 ただ今から第417回東京地方最低賃金審議会を始めます。初めに委員 の出欠状況について事務局から報告してください。

本日は使側代表の井上委員、大辻委員から御欠席との御連絡をいただ いておりますが、委員定数 18 名のうち 16 名が御出席ですので、現時点 におきまして最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数である「全 委員の3分の2、12名以上または各側委員の各3分の1以上」を満たし

> ありがとうございます。本日の議事録の署名は審議会運営規定第7条 に基づき、公益委員は私が、労側委員は反町委員、使側委員は加藤委員に お願いします。

それでは審議に入ります。議事(1)「東京都最低賃金審議会の意見に対 する異議申出について」です。事務局から申出の状況と処理手続きについ

て説明してください。

御説明いたします。お手元にお配りしております資料ナンバー1にござ いますとおり、東京都最低賃金の改正決定につきましては8月5日に当 審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第12条に基づき、同 日にその要旨を公示させていただきました。この公示がされた場合につ きましては、当該最低賃金に係る労働者または使用者は、公示があった日 から15日以内に、東京労働局長に異議を申し出ることができるとされて おります。昨日8月20日が異議申出期間満了日でございました。その結 果、期日までに66件の異議申出書が東京労働局長あてに提出されており ます。その資料一覧表につきましては、お手元の資料ナンバー2として、 また提出されました異議申出書の写しは資料ナンバー3としてお手元に お配りしております。異議申出書が提出された場合につきましては、東京 労働局長は、東京地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないと されていることから、本日諮問させていただくことにしております。以上 です。

都留会長

賃金課長

都留会長

ありがとうございます。異議の申出があったことに対して、当審議会の 意見を求めることについて、東京労働局長より諮問されるとのことです ので、局長お願いいたします。

(局長から会長へ諮問文手交)

主任賃金指導官 それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

(諮問文(写)配付)

主任賃金指導官 それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文朗読)

都留会長

東京労働局長より諮問がありましたので、ただ今よりこの異議申出について審議に入ります。まず、事務局から異議申出書について説明をお願いします。

課長補佐

異議申出書につきましては、提出件数が 66 件となっております。お手元の資料 3 ページの資料番号 2 に異議申出書を作成した日付順に一覧表を作成しており、7ページ以降に資料番号 3 として、その写しを添付しております。提出がありました異議申出書のうち 58 件が労働者団体から、8 件が個人からの意見です。

これから異議申出書ごとに、その要旨を説明いたします。なお労働組合の印影、労働組合の代表者職名の印影、個人の印影につきましては、これらを公にすることにより、各団体又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、当局にて黒塗りをしております。

まず、資料9ページを御覧ください。東京土建一般労働組合墨田支部からの異議申出書です。また、次の労働組合からも同じ趣旨の異議申出がありましたので、合わせて説明させていただきます。3ページ一覧表の2東京土建一般労働組合調布支部、3東京土建一般労働組合新宿支部、10東京土建一般労働組合西多摩支部、11東京土建一般労働組合北支部、15東京土建一般労働組合荒川支部、16東京土建一般労働組合八王子支部、23東京土建一般労働組合江戸川支部、26東京土建一般労働組合、34東京土建一般労働組合小金井国分寺支部、48東京土建一般労働組合町田支部、61東京土建一般労働組合西東京支部、以上です。異議申出書の要旨ですが、「建設労働者を組織する労働組合として、生活できる賃金、技能技術

に見合った賃金を求め、各産業平均と比較してもまだまだ低い賃金水準の大幅引き上げを求めて運動を進めている。この間、国土交通省は平成25年度より公共工事設計労務単価を連続して引き上げ、建設業団体からの要請があるにもかかわらず、現場で働く建設労働者の賃金は相変わらず低水準であり、下請企業の建設労働者には最低賃金水準の労働者がまだまだいる。また、技能実習生、外国人建設就労者には、最賃張り付きの実態があり、建設労働者全体の賃金水準への影響が懸念されている。建設労働者の賃金を底上げし、公共工事設計労務単価並みの賃金を実現するためと、また、国民の貧困を解消するべく、審議をやり直し、最低賃金を今すぐに1,500円にするよう求める。また審議会と専門部会の全面公開、公開された審議会の場において最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を求める」という内容です。

続きまして資料 15ページを御覧ください。東京民医労勤医会支部から の異議申出書です。次の労働組合からも同趣旨の異議申出がありました ので、合わせて説明させていただきます。3ページ一覧表の5東京民医連 労働組合健生会支部、6 東京民医労勤医会支部代々木分会、7 東京地方医 療労働組合連合会、8東京民医連労働組合病体生理研究所支部、9東京民 医連労働組合、17東京女子医科大学労働組合、20東京民医連労働組合東 京勤労者医療会支部さくら分会、22 国共病組虎の門病院支部、47 日本医 科大学労働組合、以上です。異議申出書の要旨ですが、「社会保険料の引 上げ、消費税増税の影響に加え、コロナ禍により貧困と格差が更に拡大し ている。今求められる政策は、全国一律最低賃金と生活できる最低賃金へ の引上げ、それを保障する中小企業への支援策である。2019年に東京地 評・東京春闘が実施した最低生計費試算調査によって、東京で普通に生活 するには時給 1,700 円程度が必要との結果が明らかになっており、今回 の答申は容認できない。また、今回の答申は、労使の意見が大きく隔たる 中で、労働者代表の強い抗議と反対を押しきったものであり、東京の全て の労働組合の反対を押しきる答申である。全国どこでも時給 1,500 円以 上を求める立場から再審議し、上積みするよう求める」という内容です。

続きまして資料 31 ページを御覧ください。文京区労働組合総連合からの異議申出書です。その要旨ですが、「現在の最低賃金時間額 1,013 円では、憲法第 25 条の健康で文化的な最低限度の生活が保てない。文京労連加盟単組の企業内最低賃金は、最低賃金と同額か少し上回るだけの金額で、ここ数年の最低賃金引上げに合わせて企業内最低賃金が引き上げられている。諸外国に比べ、日本の中小企業支援はあまりにも貧弱で、また、最低賃金を支払能力とリンクしている国は日本以外にはない。全国一律

で時給 1,500 円以上を求める立場から、意見陳述も含め再審議を行い、上積みを求める」という内容です。

続きまして資料 33 ページを御覧ください。個人の小澤氏からの異議申出書です。その要旨ですが、「私の周りには、最低賃金ぎりぎりで長く働いている仲間や、ここ数年で最低賃金に近づいた仲間が多くいるが、現在の時間額 1,013 円では暮らせない。私たちの仲間が実施した極めて抑えた生計費調査でも 1,500 円以上が必要という結果であり、今回の答申は、労働者に大変苦しい生活を強いるもので、多くの仲間の展望を失わせるものである。最低賃金を時間額 1,500 円に近づけるため大幅に引き上げるべきであり、再検討していただきたい」という内容です。

続きまして資料 35 ページを御覧ください。全労連・全国一般東京地本一般合同労組 PUC 分会からの異議申出書です。その要旨ですが、「新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、医療、保育、介護等のエッセンシャルワーカーの頑張りが社会全体を支えているが、その最先端を担っているのが年収 200 万円以下で働く非正規労働者や、その周辺賃金の正社員である。それらの労働者は新自由主義の被害者層であり、コロナ禍において最も犠牲を負わされようとしている。これらの労働者は、最低賃金引上げに大きな期待を抱いて働いており、今回の答申は、そうした期待を裏切るものである。現行の時間額 1,013 円を大幅に引き上げ、今年度は 1,500円にできるだけ近づけるべきである」という内容です。

続きまして資料 43 ページを御覧ください。JMITU 東京地方本部からの異議申出書です。その要旨ですが、「東京都最低賃金の過去 3 年間の平均引上げ額は 27 円であり、これは一般的な企業の労働時間を考慮すると月額 4,400 円、年額 5 万 3,000 円となり、また 22 歳の学卒者が 60 歳定年を迎えるまでの年数を考えると、約 200 万円にもなり、たった 1 回引上げを据え置いたことで、損失がそれだけ大きなものになる。ここ数年、従来よりも引上げ額が増えているのは、最低賃金を基礎としている非正規雇用労働者と、正規雇用労働者の賃金格差を是正するという社会的要請があるためであり、社会の流れが均等待遇に向かう中、低賃金労働者からは、少なくともここ数年と同様の引上げに対する明確な期待があったものである。東京春闘共闘会議を中心とした東京都の最低生計費調査では、月給 25 万円程度の収入がないと、健康で文化的な最低限度の生活を営めないという結果となっており、これは時給 1,600 円で、現行の最低賃金と大きな格差がある。若者が将来設計を描けるようになるためにも、引上げを強く求める」という内容です。

続きまして資料 45ページを御覧ください。全労連・全国一般東京地本

一般合同労組からの異議申出書です。その要旨ですが、「新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、テレワークで働き生活が維持できるのは一握りの層の話であり、その人たちの危険は、新自由主義で拡大された格差と貧困の被害者層が担っている。この先数年継続すると言われている新型コロナウイルスの時代に、国民生活の最低限保障の観点に立ち、労働者、国民の生活が成り立ち、安心して働け、十分な医療が受けられる体制へ転換することが急がれている。人間らしい生活には最低限時給 1,500 円は必要であるとの調査結果に基づき、現行の 1,013 円を大幅に引き上げるよう求める」という内容です。

続きまして資料 49 ページを御覧ください。全日本建設交運一般労働組合神田支部からの異議申出書です。

また、次の労働組合から同じ趣旨の異議申出がありましたので、合わせ て説明させていただきます。3ページ一覧表の27全日本建設交運一般労 働組合東京都本部北部支部、28 全日本建設交運一般労働組合東京都本部 北部支部北分会、29全日本建設交運一般労働組合東京都本部北部支部北 斗分会、30全日本建設交運一般労働組合東京都本部北部支部池袋分会、 31 全日本建設交運一般労働組合東京都本部北部支部板橋分会、以上です。 異議申出書の要旨ですが、「最低賃金引上げは、低廉な賃金で働く労働者 と家族の生活を支えているものであり、引上げゼロは、憲法 25 条や最低 賃金法の目的、原則を踏み外すものであり、すべきではない。コロナ禍の 状況であっても、エッセンシャルワーカーの労働実態を反映させ、最低賃 金を大幅に引き上げて早期に時給 1,500 円を実現するよう求める。採択 を行う際、労働側専門委員の代表が抗議と反対の意見を述べて、3名の委 員が採決を拒否して審議会を退席したと聞いており、審議採決において 民主的でなく、経営側、公益側の意見のみを採用し採決された。東京春闘 共闘会議の最低生計費調査では25歳単身者が自立して暮らせるのは、時 給 1,600 円から 1,700 円であり、最低賃金 1,013 円とはほど遠い」とい う内容です。

続きまして資料 55 ページを御覧ください。千葉県市川市在住の個人の 方からの異議申出書です。その要旨ですが、「私の周りには、能力も意欲 もありながら、非正規や職場が零細企業という要因で、最低賃金ぎりぎり で働いている人たちが数多くおり、生活は大変苦しい状態にある。私も何 らかの事情で仕事が変わることになれば、いつ最低賃金で働くようにな るか分からず、その時に最低賃金が生活できなくなる水準では本当に困 る。最低賃金が 1,500 円に近づくよう大幅に引き上げるべきである」とい う内容です。 続きまして資料 57 ページを御覧ください。個人の方からの異議申出書です。その要旨ですが、「コロナ禍で企業収益が悪化している折、人件費を抑制する政策が本当に正しいのか。家賃すら払えない個人を切り捨てるような政策から、個人を生かす政策への転換をすべきではないか。私の周りにも最低賃金ぎりぎりで長く働いている人たちが数多くいるが、生活は大変厳しい状態である。高齢者が働ける場所は多くなく、ほとんどが非正規で頑張って生活しているが、その基準で生活を続けることは不可能であり、最低賃金が 1,500 円に近づくよう大幅に引き上げるべきである」という内容です。

続きまして資料 71 ページを御覧ください。全労連・全国一般東京地本民事法務労働組合からの異議申出書です。その要旨ですが、「最賃が入札価格に反映される法務局証明書発行業務の労働組合で、ここ数年最賃が上がっていたので毎年 10 円アップだったが、最賃が据置きになれば時給も上がらない。落札会社とは団体交渉を重ねているが、ベアの期待は最賃アップしか残されていない。窓口はお客様に接しており、新型コロナウイルスにいつ感染してもおかしくないが、医療費や PCR 検査代の支払いが心配になるほど経済的、精神的に余裕がない。生活水準維持のためにも、ぜひ最賃をアップしてもらいたい」という内容です。

続きまして資料 73 ページを御覧ください。渋谷区労働組合総連合からの異議申出書です。その要旨ですが、「今求められる政策は全国一律最低賃金と、生活できる最低賃金への大幅引き上げ、それを保障する中小企業への抜本的な支援策である。現行の最低賃金 1,013 円は、年間 1,800 時間フルに働いても 180 万円余で生活できる賃金ではないことは明らかである。街頭での宣伝署名行動でも、時給 1,500 円に期待する声が寄せられ、署名にも積極的に応じられる。昨年実施した最低生計費試算調査結果の新宿モデルでは、月額 26 万円必要とされ、時給に換算すると 1,700 円以上になる。これらから全国一律最低賃金制度確立と時給 1,500 円を求める。また意見陳述の実施及び専門部会の公開を求める」という内容です。

続きまして資料 77 ページを御覧ください。目黒地区労働組合協議会からの異議申出書です。その要旨ですが、「目黒地区労働組合協議会は7月26日に審議会あてに意見書を速達で発送したが、7月29日の審議会で報告されなかった。このことについて審議会事務局に問い合わせたところ、同意見書は7月30日に到着したとのみ回答された。目黒地区労働組合協議会からの意見書が無視され、十分な意見聴取を図らず行われた審議会の決定には重大な瑕疵があり、審議のやり直しを求める。最低賃金ぎりぎりで働くエッセンシャルワーカーの努力、苦境を考えると、雇用維持はも

ちろん、賃上げこそが今こそ求められる。コロナ禍での雇用調整助成金上限額引上げに関連しての考察がなく、審議が不十分である。諸外国ではコロナ禍においても最低賃金が引き上げられているが、世界的なコロナ禍において、最低賃金をどう考えるかという重大な視点が審議に反映されていない。審議の透明性の向上が全く図られておらず、密室における審議の結果の最低賃金据置きは認められない」という内容です。

続きまして資料 83 ページを御覧ください。全国自動車交通労働組合総連合東京地方連合会からの異議申出書です。4 ページ一覧表の 38 東京春闘共闘会議からも同じ趣旨の異議申出がありましたので、合わせて説明させていただきます。その要旨ですが、「東京春闘共闘会議が 2019 年 9 月に最低生計費調査を行った結果、東京で単身の若者が生活するには時給 1,600 円を超えて 1,700 円が必要である。また全国でも時給 1,500 円が必要という結果が出ており、最低賃金は早期に全国一律 1,500 円にする必要がある。答申された現行どおりの時給 1,013 円では、格差と貧困を改善できず、憲法や労働基準法が定める労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものとなっていない。よって再度審議し、労働側委員の意見を無視した答申を改め、東京では今すぐに時給 1,500 円以上となる大幅な引上げを求める。また審議会と専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を求める」という内容です。

続きまして資料 85 ページを御覧ください。足立区労働組合総連合からの異議申出書です。その要旨ですが、「コロナ禍においても中小企業支援策の抜本的な拡充と、大規模な内部留保を有効活用すれば、最低賃金の大幅な引上げは十分可能であり、そうしてこそコロナ禍による経済悪化から脱して地域循環型経済を作っていくことができる。東京春闘共闘会議が昨年行った最低生計費調査の結果では、東京で単身の若者が生活していくには時間額 1,600 円を超えて 1,700 円必要なことが明らかになった。全国でも 1,500 円が必要という結果が出ており、最低賃金を早期に全国一律 1,500 円にしていく必要がある。答申された現行どおりの時給 1,013 円では、格差と貧困を解消できず、セーフティーネットになっていない。審議会の運営についても、最低賃金ラインの労働者の意見陳述や、審議の公開が行われておらず、再度審議、答申をするよう求める」という内容です。

続きまして資料 89 ページを御覧ください。江戸川区労働組合総連合からの異議申出書です。その要旨ですが、「最低賃金法の目的から、最低賃金は労働者の生計費を賄うものでなければならない。しかし昨年末に行

った生計費調査によると、時間額 1,013 円では江戸川区でも十分に生計 を満たすことはできず、最低 1,500 円必要という調査結果であった。都内 の他地域も勘案すると 1,700 円から 1,800 円を最低賃金とする必要があ る。また調査によると、江戸川区での民間事業所等の従業員募集要項では、 最低でも時間当たり 1,250 円、多くが時間当たり 1,500 円以上で募集し ており、このことは時間額1,013円では生活も十分にできないし、働き手 も現れないことを意味しており、最低賃金を少なくとも時給 1.500 円以 上とすべきである。また中小零細事業者の賃金支払能力が不十分な場合 があることも想像できるが、能力がないと考えるのではなく、払えるよう な支援策を講ずる必要がある。審議のやり直しを求める」という内容です。 続きまして資料 91 ページを御覧ください。平谷恵子氏からの異議申出 書です。その要旨ですが、「新宿での若者の聞き取りでは『最賃が上がっ たら何をしたい』という問いに、『ちゃんと病院に行きたい』という返答 があった。最低賃金が普通に生活できない水準では困る。全労連の生計費 調査では、東京では最低でも 1,600 円、全国どこでも 1,500 円必要という 結果が出ている。最低賃金を少なくとも 1,500 円に近づくよう、きちんと 検討し、大幅に引き上げるべきである」という内容です。

続きまして資料 93 ページを御覧ください。国民春闘江戸川共闘会議からの異議申出書です。その要旨ですが、「東京春闘共闘会議の最低生計費調査では、東京で単身の若者が生活するには 1,600 円を超えて 1,700 円に達する額が必要で、全国でも 1,500 円が必要という結果が出ており、東京では今すぐに 1,500 円以上となる大幅な引き上げを求める。再度審議し、労働側委員の意見を無視した答申を改めるよう求める。審議会と専門部会の全面公開、公開の審議会の場での最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を求める」という内容です。

続きまして資料 95 ページを御覧ください。目黒区労働組合総連合からの異議申出書です。その要旨ですが、「新型コロナウイルス感染拡大の中でも、国民生活に直結している医療、保育、介護など、また生活インフラや公共サービス分野の労働者は、毎日職場に出続けなくてはならず、その最先端を担っているのは、年収 200 万以下で働く非正規労働者や、その周辺賃金の正社員である。これらの層の労働者が、コロナ禍の下で最も犠牲を負わされようとしている。この先数年継続するといわれている新型コロナウイルスの時代に、国民生活の最低限保障の観点に立ち、労働者、国民の生活が成り立ち、安心して働け、十分な医療が受けられる体制へ転換することが急がれている。今年の最低賃金引上げも、この観点に立って検討されなければならず、東京での生活賃金は、生計費調査の結果 1,600

円と出ていることから、現行の1,013円を大幅に引き上げ、今年度は少なくとも1,500円にできるだけ近づけるべきである」という内容です。

続きまして資料 97 ページを御覧ください。東京自治体労働組合総連合 からの異議申出書です。その要旨ですが、「現行の時間額 1,013 円では 1 日8時間、月21日働いても月額17万円程度で、税と社会保険料を除く と月 12 万円から 13 万円程度にしかならない。東京春闘が実施した生計 費調査では、月25万円から26万円が必要との結果が出ており、この結 果からも、現在の最低賃金は法の目的に照らしてふさわしくない。コロナ 禍において国民の生活を支えている多くのエッセンシャルワーカーは、 最低賃金ラインの低賃金で働いており、生活に苦しんでいる。このような 状況の中、8月12日時点で45地方中39地方で最低賃金の引上げを発表 しており、最低賃金が 1,000 円を超える神奈川県も引上げを表明してい る。国も雇用調整助成金を日額1万5.000円に引き上げたが、これは時 間額にすると 1,875 円であり、国もこのぐらいの賃金がなければ労働者 は安心して生活できないことを認めている。これらを踏まえ、東京では直 ちに時間額 1,500 円以上になるようにすべきである。最低賃金を現行ど おりとする理由について、コロナ禍での中小企業の存続と雇用維持が強 調されたが、既に4万人以上の労働者が解雇や雇止めをされており、雇用 維持はできていない。また地域別の倒産件数と最低賃金額は関連してお らず、中小企業の存続と雇用維持のための最低賃金引上げ凍結は適切で ない。また、最低賃金で働く労働者の意見陳述を行うこと、全ての審議会 と専門部会を公開すること、専門部会委員を幅広く公平に選任すること を求める」という内容です。

続きまして資料 99 ページを御覧ください。東京地方労働組合協議会女性センターからの異議申出書です。その要旨ですが、「最低生計費試算調査の結果からも、都内で暮らすためには最低 1,500 円は必要で、答申された現行どおりの 1,013 円では貧困格差の解消ができない。女性の将来にわたる貧困を放置することになる。女性労働者の 6 割近くは非正規労働者で、パート労働者が多数を占めており、男性正規労働者の賃金水準を 10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は 3割を超えていない。女性の活躍を推進させるためにも、8 時間働けば普通に暮らせる賃金の実現が求められており、東京では今すぐに 1,500 円以上となる大幅な引上げを求める。また審議会と専門部会を全面公開し、審議会の場で最低賃金ラインの労働者の意見陳述を求める」という内容です。

続きまして資料 101 ページを御覧ください。個人の糸数氏からの異議申出書です。その要旨ですが、「コロナ禍の中、テレワークが推奨されて

いるが、テレワークができない医療、介護等では、最賃近くで働く年収 200 万円前後の、しかも蓄えのない労働者が大半である。最賃引上げは、低所得労働者の勤労意欲をかろうじて持続させ、明日への希望にもつながる。生計費調査でも時給 1,500 円以上が必要というデータが示されており、コロナ禍だからこそ最低賃金を大幅に引き上げることが大事である。最賃を 1,500 円に近づけるべく引上げを強くお願いする」という内容です。

続きまして資料 103 ページを御覧ください。武田和志氏からの異議申出書です。その要旨ですが、「私の周りには最低賃金ぎりぎりで働いている人が数多くいるが、生活は大変苦しい状態にある。一生懸命働いて税金をしっかり納めているのに、生活は全然楽になっていない。せめてコロナ禍の下、東京で安心して働き生きるために、最低賃金が 1,500 円に近づくように大幅に引き上げるべきである」という内容です。

続きまして資料 109 ページを御覧ください。コミュニティーユニオン東京江戸川支部からの異議申出書です。その要旨ですが、「コロナ禍で経済が軒並み下落する状況で、リーマンショック以上と言われているからこそ、内需拡大の大きな柱である賃金の引上げが求められる。それに逆行する答申は一層の下落を招く。リーマンショック以降、日本の賃金引上げが世界から大幅に遅れ、非正規労働者が増え、賃金が最賃に張り付き、貧困の拡大と連鎖で経済低迷を招いた。その要因は、最賃引上げが抑え込まれたことで、同じ過ちを繰り返す答申である。大企業の内部留保は相当な引上げにも十分応えられるものであり、中小企業には援助すれば財源はある。東京春闘共闘会議の最低生計費調査の結果からも、最低賃金を早期に全国一律 1,500 円にする必要がある。東京では今すぐに 1,500 円以上となる大幅な引上げを求める。また審議会と専門部会の全面公開、公開の審議会の場での最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を求める」という内容です。

続きまして資料 111 ページを御覧ください。三多摩地区労働組合連合協議会からの異議申出書です。その要旨ですが、「東京春闘共闘会議が昨年実施した最低生計費試算調査によれば、若者単身者が普通に暮らすために必要な月額の最低生計費は、立川市で男性 26 万 2,446 円、女性 25 万 9,487 円、八王子市で男性 24 万 870 円、女性 23 万 8,104 円であった。現在の最低賃金 1,013 円で 1 箇月 160 時間働いても、月収は 16 万 2,080 円であり、とても足りない。単身で暮らしを立てるために生活費を切り詰めるだけでは足りず、長時間残業やダブルワークをせざるを得ない状況である。コロナ禍の中で最低賃金すれすれで働く非正規労働者を中心に、緊急小口資金等の融資を受けざるを得ない事態が多発しており、最低賃

金を据え置いては、労働者は今後の償還に耐えられない。今回の答申はコロナ禍における景気悪化の中、最低賃金を上げれば雇用が失われるとする経済界の主張によるものと受け止めているが、低賃金労働者にとっては雇用も最賃もでなければ、生活は成り立たない。労働者の生計費に立脚した大幅な改定を行うよう強く求める」という内容です。

続きまして資料 113 ページを御覧ください。全日本年金者組合文京支部からの異議申出書です。その要旨ですが、「年金生活者の日常生活は大変厳しいものがある。年金は、今年度の物価上昇を考慮すると実質 0.3%の引下げであり、年金だけでは足りず、生活維持のためにシルバー人材センターや近隣事業所などで嘱託やパート、アルバイト等を続ける者も多く、その時間給は 1,013 円から 1,050 円がほとんどである。最低賃金引上げへの期待感は、非正規の現役労働者同様に切実なものがある。新型コロナの感染拡大の中で、雇用の確保を最優先とすべきという経営者委員の意見が今回の現行どおりという答申の大きな要因と思われるが、主要先進国と同じように、こういう時こそ中小企業支援を強めるとともに、最低賃金を引き上げるべきである。東京春闘共闘会議の最低生計費調査では、全国どこでも時間額 1,500 円が最低必要であるという結果が出ており、この時間額 1,500 円は高齢者の生活を補完するパート労働等においても切実な要求額である。今回の最低賃金改定は、少なくとも他府県並みに有額の答申とするよう求める」という内容です。

続きまして資料 115 ページを御覧ください。全労連・全国一般労働組合東京地方本部からの異議申出書です。その要旨ですが、「民間の中小零細企業の職場を多く組織する労働組合で、定昇制度もない職場が多く、18歳初任給は 16 万円以下に長年据え置かれており、最賃が上がらなければ賃金も上がらないのが実情である。コロナ禍の下で最も被害を被っているのが、非正規雇用をはじめとした現行最賃での苦しい生活を余儀なくされている労働者である。コロナ禍の経済危機を打開していくためにも個人消費の拡大が不可欠で、最賃の大幅引上げが極めて重要である。審議会は意見陳述を拒否しているが、時給 1,013 円ではどれほど大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきである。8時間働けば最低限の人間らしい生活ができる賃金が必要であり、今すぐ時給 1,500 円以上とする大幅な引上げを求める。また審議会の全面公開を求める」という内容です。

続きまして資料 117 ページを御覧ください。全労連・全国一般東京地本一般合同労組賛育会支部からの異議申出書です。その要旨ですが、「病院職場には、長年非正規の身分で勤務している職員が3割おり、コロナ禍

の中で感染の危険に晒されながら、不安定な身分で心身ともに厳しい責任ある仕事に就いているが、その賃金は最低賃金に張り付いており、毎年の最賃引上げでしか改善されない。現行の1,013 円では、フルに働いても17万円ほどで、税金や社会保険料を差し引かれ、家賃、光熱費、通信費を支払うと、手元に残るのはわずか3万円ほどである。少しでも引上げがあれば、人間らしい生活への改善に直結する。非正規労働者の置かれた過酷な生活実態を見ない答申に絶望した病院非正規職員の声を受け止めていただきたい。人間としてふさわしい最低限度の生活には、時給1,500円は必要という調査結果が出ており、ぜひ審議のやり直しを行い、1,500円が必要との認識に立っていただきたい」という内容です。

続きまして資料 119 ページを御覧ください。武藤睦美氏からの異議申出書です。その要旨ですが、「最低賃金で働く労働者の生活実態を訴える生の声を届ける場が設けられていない。最低賃金が改定されなければ1円の時給アップさえも望めない非正規労働者が数多くいる。大都会渋谷のコンビニでさえ最低賃金ちょうどの時給で募集がされており、それほど最低賃金が与える影響は大きい。今年最低賃金が改定されなければ、この先5年間は引上げが見込めない。コロナ禍において時給で働く労働者は、更に厳しい状況に追い込まれている。時給で働き、最低生計費約23万円を稼ぐのは至難の業であり、その最低賃金では自活さえも困難である。民主主義と称した多数決での決定は、はたして民衆の意思を反映したものなのか。よって1円でも2円でも最賃引上げの再検討を申し出ます」という内容です。

続きまして資料 121 ページを御覧ください。個人の網野氏からの異議申出書です。その要旨ですが、「私の職場は正社員の下に契約社員、パート社員と何層にもなる格差賃金が存在しており、20 年にわたりベースアップがないため、企業内最賃は東京都の最賃とほぼ同額となっている。東京都の時給 1,013 円では普通に働いても普通に生活できず、最低でも時給 1,500 円は必要である。コロナ禍での生活が少しでも安心できるよう、最賃の引上げを実施してほしい」という内容です。

続きまして資料 123 ページを御覧ください。全労連・全国一般東京地本都市銀行関連労働組合からの異議申出書です。その要旨ですが、「新型コロナ感染拡大の中、銀行は生活インフラ、公共サービスとして営業継続が義務付けられている。一部テレワークの行員がいる中で、大半の行員は不特定多数の客と毎日接触する職場に出続けており、そのかなりの業務を最低賃金ぎりぎりで働く非正規社員が担っている。銀行は利益を上げていても、最低賃金が引き上げられなければ賃金を上げようとしないた

め、大半の非正規社員は最低賃金近辺の水準に止まっている。中小企業が苦境になり、最低賃金が上げられないと言われるが、中小企業の苦境は大企業との不公正取引が主な原因であり、そこにメスを入れ、中小企業を支援しながら最低賃金を引き上げなければ、日本経済の再生は不可能である。今年度は現行の1,013円を大幅に引き上げ、1,500円にできるだけ近づけるべきである」という内容です、

続きまして資料 125 ページを御覧ください。日本出版労働組合連合会 東京地域協議会連絡会からの異議申出書です。その要旨ですが、「審議会 で採決を行う際、労働側委員より反対意見が述べられ、3人の委員が答申 案の採決を拒否して退席したと報じられている。これが事実であれば審 議が尽くされたとは言えず、改めて審議を行うべきである。最低賃金法の 目的に照らせば、コロナ禍の今こそ最低賃金引上げによって国内需要を 作り出し、景気を好転させていくという経済循環が求められている。厚生 労働省の『賃金構造基本統計調査』、東京都産業労働局の『中小企業の賃 金・退職金事情』のデータによれば、出版業を含む産業分類において、事 業所の規模や労働組合の有無によって賃金格差が生じており、公正競争 の阻害要因となっている。東京都出版業特定最賃が廃止され地域最賃が 適用となった現在、出版業における賃金格差を是正する立場からも、地域 最賃の更なる引上げが必要である。東京春闘共闘会議の最低生計費試算 調査の結果からも、コロナ禍においても低廉な賃金の労働者の生活のた めに、最低賃金を少なくとも1.500円以上にすることが急務である」とい う内容です。

続きまして資料 127 ページを御覧ください。エキタスからの異議申出書です。その要旨ですが、「現状の時給 1,013 円では到底生活ができない。 1,013 円ではフルタイムで働いても額面収入が16万円ほどにしかならず、ここから社会保険料、税金が控除される。今の東京で、健康で文化的な最低限度の生活ができるレベルではない。コロナ禍で休むことを許されないエッセンシャルワーカーらの間でも低賃金が蔓延しており、感染リスクを抱えたまま働くには、全く割に合わない賃金水準となっている。今回最低賃金の引上げが凍結されることは、私たち労働者の生活のリアルが無視されているものと言わざるを得ない。今回の答申に対する異議の意見をネットで集めたところ、170人もの人々から声が寄せられた。私たちに寄せられた労働者の声を真摯に受け止め審議をやり直してもらいたい。最低賃金の引上げ凍結を撤回し、最低賃金を1,500円にしてもらいたい」という内容で、128ページ目以降に集めた人々からの異議申立が記載されています。時間の関係で1件のみ御紹介します。128ページの一番上です

が、20代の保育士で非正規労働者の方です。「保育士として現在働いています。コロナなのに職場は密です。子供がいるところは、特に濃厚接触です。抱っこしたり、話している時に、咳やくしゃみをされることもよくあります。それでも保護者は家庭のため、介護や医療などのエッセンシャルワーカーであれば、なおさら仕事を休むことができないので、保育園へ預けに来ます。このように危険な中で働いているというのに、スタッフに危険手当などは一切ありません。保育士は、国家資格を持って、子どもたちの命を守っているというのに、賃金が弾力運用のため低いです。最低賃金で働かされている人たちがどれだけいるでしょうか。貧困で苦しい人がほとんどだと思います。最低賃金が低いままでは、健康的に生きていくことは難しく、子どもをつくることをあきらめて少子化も進むばかりです。最低賃金の引上げ凍結はやめてください。強く反対します」。

続きまして資料 163 ページを御覧ください。日本民主青年同盟東京都委員会からの異議申出書です。その要旨ですが、「青年の生活は食費を削り、エアコンを我慢する等非常に苦しいもので、長時間労働やダブルワークなどの問題も、根本は低すぎる最低賃金にある。最低賃金を現行通りに据え置く判断は、これらの苦しい実態を踏まえたものとはいえない。また新型コロナウイルスの感染拡大の中で正規雇用の機会が減少し、アルバイト等時間給での労働を余儀なくされる青年が増える可能性がある。最低賃金にセーフティーネットとしての役割がより一層求められる時であり、最低賃金の据置きをやめて、今こそ大幅な引上げをお願いする」という内容です。資料として、集めてきた声が裏面に記載されています。

続きまして資料 165 ページを御覧ください。東京地方労働組合評議会青年部協議会からの異議申出書です。その要旨ですが、「コロナ禍でもイギリスやアメリカの一部の州では、中長期的な視野で最低賃金を上げれば経済効果があるという観点から最賃を引き上げた。日本の首都東京で最賃の引上げを凍結させることは、消費を更に冷え込ませ、経済を停滞させるものである。時間額 1,013 円のままではワーキングプア状態を放置し、将来にわたる貧困の連鎖を解消できず、コロナ禍で低賃金のもと働き、休むことも許されないエッセンシャルワーカーを更に苦しめることになる。とりわけ青年労働者の約半数は非正規の不安定雇用で、正規雇用の青年労働者も、低賃金、長時間過密労働などの厳しい生活を余儀なくされている。東京では、今すぐ時給 1,500 円以上になる大幅な引上げを求める。また審議会と専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を求める」という内容です。

続きまして資料 169 ページを御覧ください。公立大学法人首都大学東

京労働組合からの異議申出書です。その要旨ですが、「答申された現行どおりの時給 1,013 円では格差と貧困を改善できず、セーフティーネットになっていない。今年は、未曽有の新型コロナウイルス感染症対策の影響により、雇止め、大幅な賃金引下げで労働者の暮らしはますます苦しくなっている。大学生や大学院生の多くはアルバイトをし、卒業後も奨学金という多額の借金を抱え、その生活は年々厳しさを増しているが、今年は、そのアルバイトもままならない状況に追い込まれている。東京で今すぐに時給 1,500 円以上となる大幅な引上げを求める。また、審議会と専門部会の全面公開、公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を求める」という内容です。

続きまして資料 171 ページを御覧ください。新宿区労働組合総連合からの異議申出書です。その要旨ですが、「新宿区労連は、新型コロナウイルス感染拡大が全国に広がる中、感染拡大の震源地と指摘される地域にあって、労働者を含む国民の生命と暮らしと雇用を守るために、今こそ最低賃金 1,500 円の実現が必要である。

3月以降コロナ被害が拡大して、組合に寄せられる労働相談も激増している。こうした労働相談で痛切に感じていることは、生活できる水準への最低賃金引上げである。現在の最低賃金1,013円では、フルタイム働いても月収15万円、年収182万円で、とても自立した生活はできない。昨年、私たちが行った最低生計費調査では、25歳の青年が1人で新宿に住み、人間らしい生活をするには、男性では月額26万5,786円、時間額1,772円が、女性では月額26万2,506円、時間額1,750円が必要であり、最賃1,500円の要求は決して贅沢な生活を求める要求ではない。東京で今すぐ最低賃金1,500円以上に引き上げるよう、審議と答申をするよう強く求める」という内容です。

続きまして資料 173 ページを御覧ください。三多摩国民春闘共闘会議からの異議申出書です。その要旨ですが、「本来最低賃金は、最低賃金法第1条が示すように、賃金の低廉な労働者について、その最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。その目的に照らせば、コロナウイルス感染症に伴う国民生活破壊の現状を踏まえ、それに見合う労働者の雇用生活保障を確保するために、全国一律で最低賃金を大幅に引き上げることが必要である。東京春闘共闘会議の調査によれば、多摩地域で働く自治体の臨時非常勤職員などの時給は最低賃金すれずれで、これでは夫婦共働きでも子育ては困難であり、貯蓄の余裕もなく、将来の生活

設計も不安になるのが当然である。こうした中で三多摩国民春闘共闘会議は、三多摩の各自治体に生計費原則に基づく最低賃金決定を求める意見書の採択を求める行動に取り組み、昨年は三鷹市と武蔵野市で、今年は国立市で採択されている。これらの意見書も踏まえ、十分吟味して引上げ金額を決めるよう強く求める。審議会で労働側委員の強い反対があったにもかかわらず、十分な審議がされない中で採決が強行されたことに抗議し、審議のやり直しを強く求める。また審議会の公開と、専門部会での労働者代表による意見陳述を行えるように求める」という内容です。

続きまして資料 175 ページを御覧ください。全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会からの異議申出書です。その要旨ですが、「現行どおりの専門部会報告に対し、労働側委員の代表より抗議と反対の意見が述べられ、答申案の採決を拒否し、労働側委員3人が専門部会を退席して不同意の意思を示した異例の状況下での採決は、強行採決であり、認められない。審議を差し戻し、徹底審議した上での答申を求める。東京春闘共闘会議の最低生計費調査では、全国でも1,500円必要という結果であり、東京では今すぐの1,500円となる大幅な引上げを求める。審議の中で使用者側委員が述べる「最賃を上げたら倒産する企業が出てくる」の根拠と、この10年間で最低賃金が引き上げられたことが主たる要因での倒産件数を明らかにされたい。また審議会と専門部会の全面公開、公開の審議会の場での最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を求める」という内容です。

最後になります。資料 179 ページを御覧ください。東村山地区労働組合協議会からの異議申出書です。その要旨ですが、「東村山市役所などの公共職場では、正規職員がどんどん少なくなり、現在では、非正規雇用労働者が4割から5割になっている。労働単価は、最賃額1,013円を僅かに上回る1,050円で、生計費から大きくかけ離れている。さらに正規職員を削減するために公共業務の民間委託化や指定管理者化が進められており、そこで雇用される労働者のほとんどは非正規労働者で、賃金は1,013円ぎりぎりである。審議をやり直し、最賃を少なくとも1,500円以上に上げるよう求める」という内容です。

以上、東京都最低賃金の改定決定に係る異議申出書の要旨について御報告いたします。

都留会長

それでは、これら 66 件の異議申出について、一括して審議を行いたい と思いますがいかがでしょうか。

御異議無いようですので、異議申出については、一括して審議すること といたします。

初めに労側委員の御意見をお願いします。

吉岡委員

まず、この 58 労働団体と 8 個人からの 66 件、179 ページにわたる申 出の中身について、公益の先生方の皆さん、また使用者側の皆さんも、よ くお読み取りいただいたと思います。

特に、事務局の45分間にもわたる説明、本当にありがとうございました。今回この申出をしている皆さんは、エッセンシャルワーカーとして医療や介護などの現場で働く方々の代表であることを、ぜひお含みおきいただきたいと思います。

では、令和2年度東京地方最低賃金審議会への様々な申出について、労働団体としてコメントさせていただきます。今年は、新型コロナウイルス感染拡大の環境において、中賃は目安を示せず、現状維持が望ましいとしました。この「現状維持」の言葉の定義が、様々な立場で違う状況になっているところです。使用者側は、コロナ禍において最低賃金を引き上げれば、雇用の維持や企業倒産を防げないと主張されています。公益見解は、明確な基準も根拠も示されず、感情だけに流されたゼロ円提示という、今までの最低賃金引上げの流れを止めるものでした。厳しい環境下において、労働組合に守られている方々の賃金だけが引き上がり、新型コロナウイルス禍の最前線でエッセンシャルワーカーとして仕事をする有期雇用契約の方々の賃金は1円も引き上がりません。ゼロ円、1円という金額の差だけではなく、過去の賃上げの流れや、お互いの信頼関係の全てを断ち切る判断をされたということが、今回の申出の多さにつながっていると思います。

私ども連合東京も、一緒になって異議を申し出ることも考えましたが、 専門部会と本審を退席させていただいたことで、私どものけじめはつけ たと申し上げさせていただきます。

しかし、結果として8月5日の第416回本審での採決の結果、我々労側全員の反対や、一部の公益の先生が反対をしても、残りの公益委員と使用者団体の方々で可決をされてしまい、1円の引上げに戻す議論に時間を費やすということが現実にできない状況であります。今回、ゼロ円と御提示された公益の先生方には、新型コロナウイルス感染リスクのある現場や熱中症の発生しやすい現場において最低賃金で働く皆さんのこと、この申出内容のことを決して1日たりとも忘れずに、令和3年度の議論に臨んでいただきたいと思っております。労働団体の代表として、意見と申出に代えさせていただきます。以上です。

都留会長

ありがとうございます。労側の他の委員の方、御意見はございますか。 それでは使側委員の御意見をお願いします。

海老澤委員

使側委員の海老澤でございます。7月29日に、中賃の公益委員見解が

示されまして、その後、東京都最低賃金専門部会が開催され、8月5日の本審での採決により、今回については引上げなしとの結論に至っております。その過程においては、十分に労働側の方の意見も伺いましたし、我々も意見を述べ、その結果ということでございますので、8月5日の本審の決定を最大限尊重するべきと思っております。以上でございます。

都留会長

使側の他の委員の方、御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、労側使側の御意見を私なりに拝聴すると、再度の審議は必要ない、そういう御意見と理解しましたが、それでよろしいでしょうか。使側委員いかがですか。

使側委員

異議なし。

都留会長

労側委員よろしいですか。

吉岡委員

必要があったとしても、現実には違う意味で確認がされるということ で申し上げます。

都留会長

ありがとうございます。それでは、労使双方の御意見をいただきましたが、8月5日の当審議会の答申は、関係者から提出された意見も踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についても、これまでの審議において、十分に考慮されているものと考えます。以上のことから「令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である」との内容で答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議無いようですので、「令和2年8月5日付け答申どおり決定する ことが適当である」との内容で答申することとします。答申については、 私と事務局で用意しますので、しばらくお待ちください。

(答申文(案)作成)

都留会長

確認しました。それでは事務局から答申案を配ってください。

(答申文(案)配付)

主任賃金指導官 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)朗読)

都留会長

この答申案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議無いようですので、局長に答申したいと思います。事務局は、答 申の正本を作成してください。

(答申文作成)

(答申文手交)

労働局長

ただ今、会長から東京都最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、答申をいただき、厚く御礼を申し上げます。

公労使各側委員の皆様方におかれましては、7月 10 日に諮問させていただいて以来、限られた時間の中で慎重かつ熱心な御審議をいただきましたことにつきまして、改めて御礼申し上げます。

今後は、引き続き最低賃金の周知及び履行確保につきましても、鋭意努めてまいる所存でございます。委員の皆様におかれましては、今後も引き続き最低賃金制度の運用につきまして、御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

都留会長

それでは、本日、東京都最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する 異議申出の内容について御審議いただいたうえ、東京労働局長に答申し たことから、東京都最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。よって 最低賃金審議会令第6条第7項により、同専門部会を廃止することを議 決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議が無いとのことですので、本日をもって、東京都最低賃金専門部 会を廃止することとします。

続きまして議事(2)「特定最低賃金の改正決定及び決定申出について」 に進みます。まず申出要件について、本審議会において審議いたしますの で、事務局から現在までの申出状況を説明してください。

賃金指導官

これまで申出がされました 4 業種について御報告いたします。資料ナンバー4、181 ページを御覧ください。4 業種の特定最低賃金の申出状況をまとめた一覧表になります。

特定最低賃金につきましては、本年 7 月 31 日に 3 業種の改正の申出、1 業種の新設決定の申出がございました。改正の申出としまして、「東京都鉄鋼業最低賃金」「東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」「東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金」の 3 業種の申出がありました。また、新設決定の申出としまして、「東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」の申出がありました。

一覧表下に注意書きをしておりますが、一覧表の A 欄は、申出者が代表する基幹的労働者数、B 欄は、平成 28 年経済センサスをもとに事務局で推計した基幹的労働者数で当該最低賃金の適用労働者数を示しております。

資料ナンバー5、183ページ以降に今、御説明いたしました4業種の特定最低賃金の申出書の抜粋をお付けしております。

事務局で申出書を新産業別最低賃金の運用方針に照らして確認した結果、いずれも、適用される使用者及び労働者の範囲、対象とされる労働協約の適用数、申出者の適格性、その他につきましても形式的要件に該当していると判断されましたので、これらの申出書を受理いたしました。

都留会長

ありがとうございます。何か御意見がございましたらお願いします。

(特に無し)

都留会長

この 4 業種の申出要件等については、特段の問題がないということでよろしいでしょうか。

御異議が無いようですので、議事(3)「特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の諮問について」に進みます。東京労働局長より、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について諮問されるとのことですので、局長お願いします。

(諮問文2枚手交)

(諮問文(写)配付)

主任賃金指導官それでは、読み上げさせていただきます。

(諮問文(写)(改正3業種)朗読)

(諮問文(写)(新設1業種)朗読)

都留会長

ただ今、東京労働局長から、特定最低賃金の改正決定及び改正の必要性の有無について諮問がありました。特定最低賃金に係る必要性審議については、関係労使のイニシアティブと効率的運営の観点から適切に行うものとするとされていることから、この必要性の有無に係る諮問について、検討委員会に審議を付託するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

異議が無いようでございますので、令和 2 年度特定最低賃金必要性の 有無及び審議の進め方等につきましては、検討委員会の場で審議するこ とにいたします。事務局は、この検討委員会の審議を踏まえて、今後、必 要な日程調整と参考人の招致について、労使各側と緊密に連携してくだ さい。

議事(4)「その他」ですが、何かございますでしょうか。無いようであれば、本日の審議はこれで終了させていただきます。

御審議ありがとうございました。

賃金課長

事務局から連絡事項をお伝えさせていただきます。次回の審議会につきましては、日程が決まり次第、御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。